議案第７０号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 ８ 月２９日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　年　　月　　日　原案　決

| 議 案 | 頁 数 |
| --- | --- |
| ７０号 | 1 |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第１条　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和３０年守谷町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「の月額」を「及びこれに対する地域手当の合計額（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については，報酬の額（守谷市職員の給与に関する条例（昭和３１年守谷町条例第４１号）第１４条に規定する時間外勤務手当，同条例第１５条に規定する休日勤務手当及び同条例第１６条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。））」に，「に相当する額を，給与から」を「を」に改める。

（守谷市職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　守谷市職員の給与に関する条例（昭和３１年守谷町条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２３条を次のように改める。

（非常勤の職員の給与）

第２３条　この条例に定めるもののほか，常勤を要しない職員の給与は，別に条例で定める。

（守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５３年守谷町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１号を加える。

（１２）地方公務員法第３条第３項第３号の２に規定する特別職の職員

第９条第１項中「第１１号」を「第１２号」に改める。

第１４条第４項を削る。

別表第３補助機関の部中交通指導隊員の項及び文化会館生活相談員の項を削り，同部福祉事務所嘱託医の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 精神科医 | 月額 | １４，０００ | ４０ | １０，９００ | １０，９００ | ２，２００ |

別表第３補助機関の部中母子保健推進員の項，社会教育指導員の項，教育相談員の項，地区公民館館長の項，市税・国民健康保険税等徴収嘱託員の項及び地方公務員法第３条第３項第３号に規定する職にある者（この表に掲げるものを除く。）の項を削る。

（守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第４条　守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年守谷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

| 議 案 | 頁 数 |
|---|---|
| ７０号 | 2 |

第８条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第２１条に次の１項を加える。

２　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については，同項中「給与条例第１３条の規定に基づき」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第　号）第１３条の規定にかかわらず」と，「給与条例第１７条」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例第１２条」とする。

（守谷市職員の分限に関する条例の一部改正）

第５条　守谷市職員の分限に関する条例（平成７年守谷町条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については，同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは「法第２２条の２第１項及び第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第６条　守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年守谷市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「５月３１日」を「７月３１日」に改める。

第３条中「占める職員」の次に「及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員」を加える。

第４条中「５月３１日」を「７月３１日」に改める。

第６条中「８月３１日」を「９月３０日」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第７条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成２０年守谷市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に，「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（守谷市長等の政治倫理に関する条例の一部改正）

第８条　守谷市長等の政治倫理に関する条例(平成３０年守谷市条例第２４号)の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号中「臨時職員及び嘱託職員」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附　則

| 議 案 | 頁 数 |
|---|---|
| ７０号 | 3 |

この条例は，令和２年４月１日から施行する。

| 議 案 | 頁 数 |
| --- | --- |
| ７０号 | 4 |

提案理由（議案第７０号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，平成２９年５月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和２年４月に施行となることに伴い，関係する条例を一括して改正するものです。

主な内容としましては，現在の臨時・非常勤職員の制度が見直され，新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴う規定の整理となります。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

| 議 案 | 頁 数 |
| --- | --- |
| ７０号 | 5 |

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（第１条関係）

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （減給の効果）<br>第４条　減給は，１日以上６月以下の期間，給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については，報酬の額（守谷市職員の給与に関する条例（昭和３１年守谷町条例第４１号）第１４条に規定する時間外勤務手当，同条例第１５条に規定する休日勤務手当及び同条例第１６条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。））の１０分の１以下を　　減ずるものとする。 | （減給の効果）<br>第４条　減給は，１日以上６月以下の期間，給料の月額　　の１０分の１以下に相当する額を，給与から減ずるものとする。 |

議案　７０号

頁数　6

参考資料

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第２条関係）

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （非常勤の職員の給与）<br>第２３条　この条例に定めるもののほか，常勤を要しない職員の給与は，別に条例で定める。 | （非常勤職員等の給与）<br>第２３条　常時勤務を要しない職員（再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第４条の規定により採用された職員を除く。）及び臨時に雇用される職員については，任命権者は，一般の職員の給与との権衡を考慮し，予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。<br>２　前項の職員には，他の条例に別段の定めがない限り，前項の給与を除くほか，他のいかなる給与も支給しない。 |

| 議案 | 頁数 |
| --- | --- |
| ７０号 | ７ |

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第３条関係）

| 改　正 | 現　行 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第１条　この条例は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条，第２０３条の２及び第２０４条に基づき，次の各号に掲げる特別職の職員に対する給料，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償の額並びに支給方法に関し，必要な事項を定めるものとする。<br>（１）から（１１）まで　（略）<br>（１２）地方公務員法第３条第３項第３号の２に規定する特別職の職員<br>（非常勤の職員の給与）<br>第９条　第１条第４号及び第６号から第１２号までに掲げる非常勤の特別職の職員（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は，別表第３に掲げる額とする。ただし，農業委員会の会長，会長代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対しては，別表第３に定める額のほか，農地等の利用の最適化の推進に関する事務又は活動の会計年度内における実績に応じて交付される交付金額を限度として規則で定める額を支給する。<br>２及び３　（略）<br>（非常勤の職員の費用弁償）<br>第１４条　（略） | （趣旨）<br>第１条　この条例は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条，第２０３条の２及び第２０４条に基づき，次の各号に掲げる特別職の職員に対する給料，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償の額並びに支給方法に関し，必要な事項を定めるものとする。<br>（１）から（１１）まで　（略）<br>（新設）<br>（非常勤の職員の給与）<br>第９条　第１条第４号及び第６号から第１１号までに掲げる非常勤の特別職の職員（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は，別表第３に掲げる額とする。ただし，農業委員会の会長，会長代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対しては，別表第３に定める額のほか，農地等の利用の最適化の推進に関する事務又は活動の会計年度内における実績に応じて交付される交付金額を限度として規則で定める額を支給する。<br>２及び３　（略）<br>（非常勤の職員の費用弁償）<br>第１４条　（略） |

| 議案 | ７０号 |
| --- | --- |
| 頁数 | ８ |

| | |
|---|---|
| ２及び３　（略）<br>（削除）<br><br><br>別表第３（第９条，第１０条，第１４条関係）<br>【別紙のとおり】 | ２及び３　（略）<br>４　地方公務員法第３条第３項第３号に規定する職にある者の費用弁償については，前３項の規定にかかわらず，別に規則で定める。<br>別表第３（第９条，第１０条，第１４条関係）<br>【別紙のとおり】 |

| 議案 | 頁数 |
|---|---|
| ７０号 | ９ |

別紙

【改正】

別表第３（第９条，第１０条，第１４条関係）

| 区分 | 職名 | 報酬区分 | 報酬 | 車賃(1キロメートルにつき) | 宿泊料(1夜につき) | | 食卓料（1夜につき） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 甲地方 | 乙地方 | |
| 執行機関 | （略） | | | | | | |
| 附属機関 | （略） | | | | | | |
| 補助機関 | （略） | | | | | | |
| | （削除） | | | | | | |
| | （削除） | | | | | | |
| | 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 56,000 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | 精神科医 | 月額 | 14,000 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | （略） | | | | | | |
| | （削除） | | | | | | |
| | （略） | | | | | | |
| | （削除） | | | | | | |
| | （削除） | | | | | | |
| | （略） | | | | | | |
| | （削除） | | | | | | |
| | （削除） | | | | | | |
| | 農地利用最適化推進委員 | 月額 | 45,600 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | （削除） | | | | | | |

| 議案 | 頁数 |
|---|---|
| ７０号 | １０ |

【現行】

別表第３（第９条，第１０条，第１４条関係）

| 区分 | 職名 | 報酬区分 | 報酬 | 車賃(1キロメートルにつき) | 宿泊料(1夜につき) | | 食卓料（1夜につき） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 甲地方 | 乙地方 | |
| 執行機関 | （略） | | | | | | |
| 附属機関 | （略） | | | | | | |
| 補助機関 | （略） | | | | | | |
| | 交通指導隊員 | 年額 | 85,000 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | 文化会館生活相談員 | 日額 | 7,000 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 56,000 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | （新規） | | | | | | |
| | （略） | | | | | | |
| | 母子保健推進員 | 年額 | 22,400 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | （略） | | | | | | |
| | 社会教育指導員 | 月額 | 100,000 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | 教育相談員 | 日額 | 8,300 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | （略） | | | | | | |
| | 地区公民館館長 | 年額 | 22,400 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | 市税・国民健康保険税等徴収嘱託員 | 基本月額 | 50,000円 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | | 能率割増 現年度 | 市税・国民健康保険税徴収額の3% | | | | |
| | | | 税以外のもの徴収額の1.5% | | | | |

| 議案 | 第70号 |
|---|---|
| 頁数 | 11 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 過年度 | 市税・国民健康保険税徴収額の6% | | | | |
| | | | | 税以外のもの徴収額の3% | | | | |
| | | 口座振替割増 | | 口座振替の手続き1件につき1,000円 | | | | |
| | 農地利用最適化推進委員 | 月額 | | 45,600 | 40 | 10,900 | 10,900 | 2,200 |
| | 地方公務員法第３条第３項第３号に規定する職にある者（この表に掲げるものを除く。） | | | 規則で定める額 | | | | |

| 議案 | 頁数 |
|---|---|
| ７０号 | １２ |

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第４条関係）

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） | （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） |
| 第７条　（略） | 第７条　（略） |
| ２　給与条例第２１条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には，当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 | ２　給与条例第２１条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には，当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 |
| （育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整） | （育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整） |
| 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において，他の職員との均衡上必要があると認められるときは，その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして，その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に，昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 | 第８条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合において，他の職員との均衡上必要があると認められるときは，その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして，その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に，昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 |
| （部分休業をしている職員の給与の取扱い） | （部分休業をしている職員の給与の取扱い） |
| 第２１条　（略） | 第２１条　（略） |
| ２　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職 | （新設） |

| | |
|---|---|
| 員に対する前項の規定の適用については，同項中「給与条例第１３条の規定に基づき」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第　号）第１３条の規定にかかわらず」と，「給与条例第１７条」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例第１２条」とする。 | |

| 議案 | 70号 |
|---|---|
| 頁数 | 14 |

守谷市職員の分限に関する条例新旧対照表（第５条関係）

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （休職の効果）<br>第４条　（略）<br>２及び３　（略）<br>４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については，同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは「法第２２条の２第１項及び第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。 | （休職の効果）<br>第４条　（略）<br>２及び３　（略）<br>（新設） |

守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第６条関係）

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （報告の時期）<br>第２条　任命権者は，毎年７月３１日までに，市長に対し，前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 | （報告の時期）<br>第２条　任命権者は，毎年５月３１日までに，市長に対し，前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 |
| （報告事項）<br>第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し，任命権者が報告しなければならない事項は，職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 | （報告事項）<br>第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し，任命権者が報告しなければならない事項は，職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 |
| （１）から（９）まで　（略） | （１）から（９）まで　（略） |
| （公平委員会の報告）<br>第４条　公平委員会は，毎年７月３１日までに，市長に対し，前年度における業務の状況を報告しなければならない。 | （公平委員会の報告）<br>第４条　公平委員会は，毎年５月３１日までに，市長に対し，前年度における業務の状況を報告しなければならない。 |
| （公表の時期）<br>第６条　市長は，第２条及び第４条の規定による報告を受けたときは，毎年９月３０日までに，第２条の規定による報告を取りまとめ，その概要及び第４条の規定による報告を公表しなければならない。 | （公表の時期）<br>第６条　市長は，第２条及び第４条の規定による報告を受けたときは，毎年８月３１日までに，第２条の規定による報告を取りまとめ，その概要及び第４条の規定による報告を公表しなければならない。 |

| 議案 | 頁数 |
| --- | --- |
| ７０号 | １６ |

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（第７条関係）

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （職員の派遣）<br>第２条　（略）<br>（１）から（５）まで　（略）<br>２　（略）<br>３　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。<br>（１）及び（２）　（略）<br>（３）地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条　に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）<br>（４）及び（５）　（略） | （職員の派遣）<br>第２条　（略）<br>（１）から（５）まで　（略）<br>２　（略）<br>３　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。<br>（１）及び（２）　（略）<br>（３）地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条第１項に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）<br>（４）及び（５）　（略） |

| 議案 | 頁数 |
| --- | --- |
| ７０号 | １７ |

守谷市長等の政治倫理に関する条例新旧対照表（第８条関係）

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （政治倫理基準及び市長等の責務）<br>第３条　市長等は，市政に携わる責務を深く自覚し，次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。<br>（１）及び（２）　（略）<br>（３）市職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を含む。）の採用に関して，自己又は特定の者のために，特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。<br>（４）から（７）まで　（略）<br>２及び３　（略） | （政治倫理基準及び市長等の責務）<br>第３条　市長等は，市政に携わる責務を深く自覚し，次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。<br>（１）及び（２）　（略）<br>（３）市職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。）の採用に関して，自己又は特定の者のために，特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。<br>（４）から（７）まで（略）<br>２及び３　（略） |

| 議案 | 頁数 |
| --- | --- |
| ７０号 | １８ |